

門川町の水道

～水道は、くらしを守る大切な財産です。

○町内の皆様に安心して飲める水をお届けするためには、水道施設を維持し、改良する必要があります。

○このために、たくさんのお金がかかりますので、水道料金による財源の確保が重要です。

○水道料金(使用料)の期限内納入をお願いします。

1. 水道料金について・・・使用料が0㎡でも基本料金がかかります。

◎水道料金(1か月あたり)

用途及び口径		基本料金		超過料金	
		水量	金額	水量	金額
一般用	13ミリメートル	5㎡まで	1,200 円	基本水量(10㎡)から1㎡増すごとに加算 11㎡から20㎡まで 21㎡から40㎡まで 41㎡から100㎡まで 101㎡から	110 円 135 円 155 円 175 円
		6㎡以上10㎡まで	1,300 円		
	20ミリメートル	10㎡まで	1,400 円		
			1,600 円		
			3,200 円		
			6,000 円		
25ミリメートル	12,000 円				
40ミリメートル	300 円	1㎡につき			
50ミリメートル	300 円	1㎡につき			
75ミリメートル	300 円	1㎡につき			
土木工事等その他の臨時用		1㎡につき	300 円		
私設消火栓		1㎡につき	300 円		

◎水道料金の計算方法について

水道料金(一般用) = {基本料金 + 【超過料金 × 超過水量】} × 1.10
(消費税込みの金額で、1円未満の端数は切り捨てます。)

⇒口径13mmの場合の
使用量に応じた料金表
(消費税込み)

たとえば、口径13mmで、1か月水道使用量が35㎡の場合は・・・

基本料金(10㎡まで)	=	1,300 円
超過料金 11㎡から20㎡まで (超過水量は 20㎡ - 10㎡)	110 円 × 10㎡	1,100 円
21㎡から35㎡まで (超過水量は 35㎡ - 20㎡)	135 円 × 15㎡	2,025 円
小計(税抜き)		4,425 円
税込では・・・	4,425 円 × 1.10	4,867 円
		(1円未満の切り捨ての結果)
⇒ 水道料金は・・・		4,867 円

使用量	料金
20㎡	2,640 円
30㎡	4,125 円
40㎡	5,610 円
50㎡	7,315 円
75㎡	11,577 円
100㎡	15,840 円
150㎡	25,465 円
200㎡	35,090 円

2. 新設・増径に係る加入負担金

・・・下記の金額に消費税を加算します。

口径	加入負担金(消費税抜き)	
	新設	増径工事
13mm	30,000円	増径工事後のメーター口径に係る新設負担金から、増径前のメーター口径に係る新設負担金を差し引いた金額
20mm	70,000円	
25mm	120,000円	
40mm	300,000円	
50mm	500,000円	
75mm	1,200,000円	

3. 手数料について

・・・消費税はかかりません。

手数料の種類		金額
工事設計審査手数料		一戸につき 500 円
工事 竣工 検査 手数料	口径25mm未満	一戸につき 2,000 円
	口径25mm以上 50mm未満	一戸につき 4,000 円
	口径50mm以上	一戸につき 9,000 円
指定給水装置工事事業者登録手数料(新規登録)		一件につき 10,000 円
各種証明手数料		一件につき 300 円

～新たに水道を引かれる方、または今までよりメーターの口径を大きくされる方から、申込と同時に納めていただきます。

《水道の問い合わせ先》

門川町役場 電話 0982-63-1140
環境水道課 管理係 直通 0982-66-1150

なお、門川町公式ホームページでもご覧になれます。
(<http://www.town.kadogawa.lg.jp>)

口座振替のご利用について

口座振替は、あなた様(またはご家族・会社等)の預金口座から自動的に水道料金が支払われる制度です。

仕事などで、お忙しい方や留守の多い方などには大変便利となっておりますので、ぜひご利用ください。

1. お申し込みについて

- ①預金通帳届出の印鑑(それと最近の領収書)をご用意ください。
- ②申し込み方法については、あなた様が取引をされている**金融機関**にて手続きをしてください。
(門川町内に支店がある金融機関でないと、口座振替ができませんのでご注意ください。)
- ③申込書下段にある「上水道料・簡易水道料」については、水道の使用場所が西門川にある場合は、「簡易水道料」、その他の場合は「上水道料」をお選びください。

2. 振替日

- ①口座振替日は、**毎月25日**となっております。(25日が土・日・祝日の場合は、翌営業日となります。)
- ②25日に残高不足等で振替ができなかった場合は、**翌月10日**に再度振替を行います。
(10日が土・日・祝日の場合は、翌営業日となります。)

3. 取引できる金融機関(門川町内に支店のある金融機関)

宮崎銀行 宮崎太陽銀行 日向農業協同組合 高鍋信用金庫

宮崎信漁連庵川支所 ゆうちょ銀行(郵便局)

※水漏れを見つけるためには……

水道の蛇口を全部閉めて、水道メーター(量水器ボックスの中にあります)中央部にある赤い羽根車が回っていれば水漏れの可能性があります。その場合は、環境水道課または水道業者までご連絡ください。

(水道業者については、環境水道課へ電話をするか、もしくは町広報にも掲載しておりますのでご覧ください。)

※むだな水をなくすためには……

水道メーターを10日に1度観察してみてください。水漏れした分の水道料金は、お客様の負担となります。

早期発見が、大切です!! 発見した場合は、早めの修理をお願い致します。

※環境水道課からのお願い

①水道についてのお問い合わせは、【使用水量のお知らせ票】または、【領収書】に記載してある

『お客様番号』をお知らせください。

②引越などで、水道を使い始める方・水道を使わなくなる方、または使用されている場所が変わる場合は

3～5日前までに環境水道課までご連絡ください。

《水道のお問い合わせ》

門川町役場
門川町役場

環境水道課

電話 0982-63-1140 (内線 2163)
直通 0982-66-1150